

Pマークニュース

< 2021年陽春号 > Vol. 35

株式会社トムソンネット Pマークコンサルティンググループ



目次と記事概要

1. 「仮名加工情報」「個人関連情報」／2020改正個人情報保護法のポイント・・・ P2

2020年6月12日に公布された個人情報保護法（以下保護法）の施行が2022年4月1日となりました。施行に向けて改正保護法の詳細について、個人情報保護委員会で論点整理がされ、「政令規則の公布」がされています。(2021.3.24)

これらを含めて「ガイドライン」がパプコメを経て、2021.6頃には公表される予定です。記事では保護法の主な改正点のうち、新たに創設されやや難解な「仮名(カメイ)加工情報」と「個人関連情報」について、創設の背景やその内容、さらには取扱い上の留意点等のポイントを分かりやすく概観しました。

2. 事例に学ぶ：「LINE」の何がまずかったのか・・・ P6

今年の4月下旬に大騒ぎとなった「LINE」問題。

我が国において多くの方々が日々利用するLINEにセキュリティ関連の問題があるとの報道に、LINEユーザーならずとも不安が募りました。

この問題はその後、個人情報保護委員会の立ち入り調査等が行われましたが、「何がまずかったのか？」については、もう一つ釈然としない感じです。

このため記事では、改めてLINE問題について、いくつかの切り口から考察することによって、「何がまずかったのか」を探ることを試みました。

LINE問題にご興味を持たれた方は、じっくりお読み下さい。

3. 注目される「個人情報保護委員会」について・・・ P9

昨今「デジタル改革関連法案」「LINE問題」等、個人情報に絡む事案が、新聞の紙面を賑わしています。こうした個人情報関連の記事の中に最近よく登場してくるのが「個人情報保護委員会」です。「個人情報保護委員会」は、2016年1月1日に個人情報絡みの事案を一元的に取扱うために内閣府の中に創設されました。現在約150名で運営されている行政機関です。デジタル庁の創設等と相俟って、今後個人情報絡みの事案の増加が予想され、「個人情報保護委員会」の役割は非常に重要になってきます。そこで記事では、個人情報保護委員会の概要を紹介しています。

4. お知らせ (トピックス)・・・ P11

以上

1. 「仮名加工情報」「個人関連情報」／2020 改正個人情報保護法のポイント

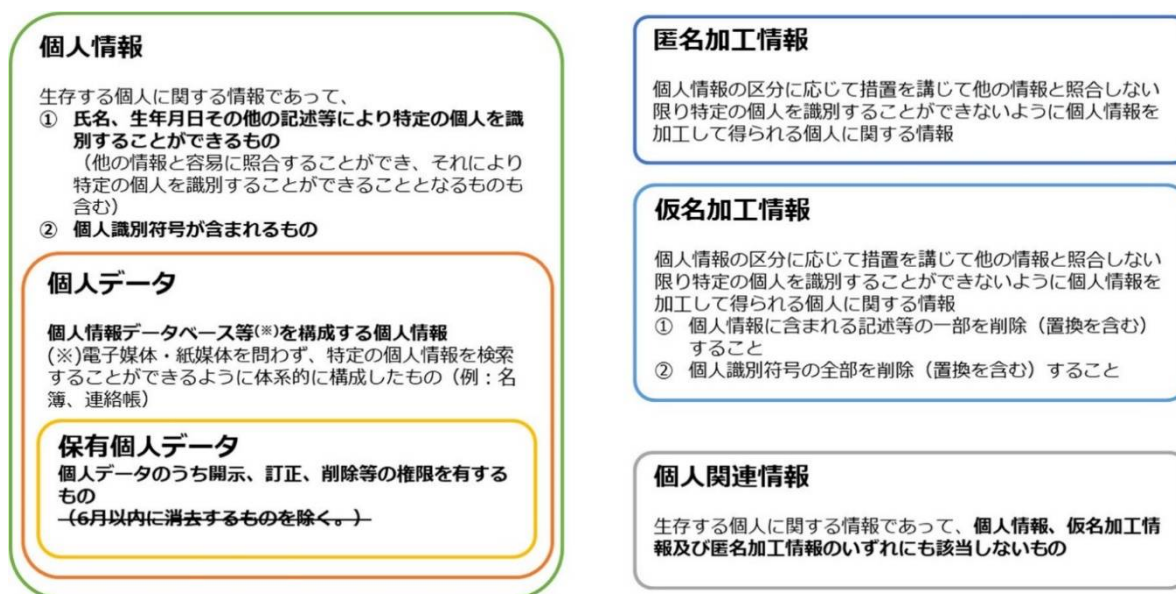
2020年6月12日に公布された個人情報保護法（以下保護法）の施行が、2022年4月1日となりました。（政令第55号）

施行に向けて改正保護法の詳細について、保護委員会で論点整理がされ、「政令規則の公布」がされています。（2021.3.24）これらを含めて「ガイドライン」がパブコメを経て、2021.6頃には公表されることとなっています。今回は、保護法の主な改正点のうち、新たに創設された「仮名(カメイ)加工情報」と「個人関連情報」について、そのポイントを概観します。

まず保護法で定義されている種々の個人情報に触れてみます。

保護法での「個人情報」は「①個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、あるいは②「個人識別符号」が含まれるもの」と定義されていますが、この他に「要配慮個人情報（定期健診結果長期病欠届など）」「匿名加工情報」「特定個人情報(個人番号を含む個人情報)」が定義され、それらについて規程が整備されています。

2020改訂では、更に「仮名(カメイ)加工情報」と「個人関連情報」が加わることになります。「仮名(カメイ)加工情報」規程は、より幅広く事業に個人情報を利活用しやすくするために創設された規程であり、「個人関連情報」規程は利活用の促進というより、「個人の権利」を保護するために導入された規程と言えそうです。



(JIPDEC 保木野昌稔氏 レポート(1020.09.24)から転載)

(1) 「仮名(カメイ)加工情報」のポイント

①創設の背景

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」によれば、事業者の中には、自らの組織内部でパーソナルデータを取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、

データ内の氏名等特定の個人を直接識別できる記述を、他の記述に置き換える又は削除することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするといった、いわゆる「仮名化」と呼ばれる加工を施した上で利活用を行う例がみられます。

こうした実務の広がりや、情報技術の発展を背景として、個人情報取扱事業者においては、仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっています。

EUにおいても、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつあります。

②「仮名加工情報」とは

「仮名加工情報」とは、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報」であり、具体的には下記とされています。

○「個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除または置換した情報」

○「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換した情報」

例えば

a. 会員 ID、氏名、年齢、性別、利用サービスの名称が含まれる個人情報を加工する場合であれば 氏名を削除した情報

b. 氏名、年齢、性別、旅券番号、旅行先国が含まれる個人情報を加工する場合であれば 氏名及び旅券番号を削除した情報

○個人情報に含まれる記述等のうち、当該記述等が不正に利用されることにより、財産的被害が発生するおそれがあるものを削除又は置換した情報

(例：クレジットカード番号、インターネットバンキングの ID・パスワード等)

なお、匿名加工情報は、「特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報」です。

③仮名加工情報の利用とメリット

a. 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析に利用できます。

－医療・製薬分野等における研究

－不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習等

b. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため仮名加工情報として加工した上で保管情報として利用できます。

c. 「仮名加工情報」として加工すれば、「個人情報」に該当しても以下の義務は適用除外となります。

－利用目的の変更の制限（新たな目的で利用できる）

※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件であるが

－漏えい等の報告等

- －開示・利用停止等の請求対応
 - －「加工前の個人情報」は残したままで、これまでどおり利用できます。
 - －但し、仮名加工情報も利用目的の特定・公表は必要です。
- また、「第三者提供」はできませんが、委託や共同利用することが可能となっています。

④仮名加工により削除された情報の取扱い

削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化、削除情報等の取扱いに関する規程類の整備、権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置など匿名加工情報に係る加工方法等情報と同程度の安全管理措置が必要とされています。

(2)「個人関連情報」のポイント

①「個人関連情報」創設の背景

「3年ごと見直し制度改正大綱」によれば、

- a. インターネットにおいては、ユーザーの訪問先サイトに係る登録情報、行動履歴情報、デバイス情報等の情報（以下「ユーザーデータ」という。個人情報及び個人情報以外のユーザーに関する情報が含まれる）を取得し、利活用することが広く行われるようになってきている。
 - b. その典型例がインターネット広告の分野であり、ユーザーがあるウェブサイトにアクセスした際に、当該ユーザーのPCやスマートフォン等のブラウザごとのクッキー等を通じてユーザー一人ひとりの趣味嗜好・性別・年齢・居住地等に関するユーザーデータを取得し、それを活用して当該ユーザーに狙いを絞った広告配信を行う、いわゆるターゲティング広告の手法が広く普及している。
 - c. 一方、ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP（Data Management Platform）」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供する事業形態が出現している。
- ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。

②「個人関連情報」とは？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」を言います。例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報等

③「個人関連情報」の本人同意確認

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律が適用されます。

即ち、個人関連情報取扱事業者が、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される時は、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意等が得られていることを確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならないこととされています。

「想定される」場合に該当するかどうかは、提供元の認識と一般人の認識の双方を基準に判断します。

a. 該当する例：

- ①第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている場合
- ②第三者に個人関連情報を提供する際、当該第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる固有ID等も併せて提供する場合

b. 「個人データとして取得」とは？：提供先において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られます。

なお、提供先事業者が、個人データとして積極的に利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得ます。

c. 誰が「本人同意」を取得するか？：本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先が原則です。

なお、提供元による代行も、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に許容されます。

d. 明示の同意の取得例：「当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。」

e. 明示の同意の取得とは認められない例：プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえません。

f. 本人からの同意の確認方法：

- ・提供先が同意取得する場合の提供元による確認の方法…提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法や提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法
- ・提供元が同意取得を代行する場合の確認の方法…提供元において同意取得を代行して同意を自ら確認する方法

【全体を通じて、詳細を省略していますが、詳細をご希望の方は、ご連絡ください】

2. 事例に学ぶ：「LINE」の何がまずかったのか

事例シリーズの第11弾になります。本稿では、このところ話題になっている「LINE」の問題について検討してみたいと思います。

LINE問題は、利用者やIT関係者に留まらず一般の皆さんのなかでも耳目を集めており、朝日新聞にも取り上げられています。2021年4月27日の朝刊には「LINE情報問題 総務省が改善指導」のタイトルで記事が掲載されました。しかも経済面ではなく総合面ですから、社会問題として捉えられていることが分かります。その前4月24日にも記事があります。

では、実際に何が問題だったのでしょうか。そして、そのことがLINE社やインターネットサービス事業者に限定され一般企業で起こり得ないことなのか、検討してみましょう。

(1) LINEのデータはどこにあるのか

最初に、LINE社が韓国に本社がある会社であることをご存じない方が周りに多いことに少し驚きましたが、データが韓国にあっても不思議ではありません。2021年3月23日に同社が公表した「LINEのグローバルデータガバナンスの現状と今後の方針について」(以下「ガバナンス」)には下の図が載っています。韓国で保管されている情報もあり、日本の国内法が適用されないことは自明です。

問題になった「トーク」(投稿)のテキスト(文章本文)は日本国内のサーバで保管されていると説明されており、その管理は国内法が適用されます。

今後のデータ管理方針サマリ			
現在、日本国外で保管・管理している以下のデータは順次、日本国内に移転予定です。			
データ種別	現在のデータ保管場所	今後のデータ保管場所※	データ移転完了時期
LINEメッセージ(トーク)	テキスト	日本	21年6月予定
	画像/動画/ファイル	日本/韓国	
LINE公式アカウント(トーク)	テキスト	日本	21年8月予定
	画像/動画/ファイル	韓国	
自治体向け コロナワクチン予約システム	テキスト	-	国内保管で開始
	画像/動画/ファイル	-	
LINE Pay	決済情報	日本/韓国	21年9月予定

※対象：日本国内のユーザー・LINE公式アカウント

(2) 中国の会社に業務委託

今回話題沸騰のきっかけになったのが「委託、のことです。同社の発表によると、

委託先(大連)の中国人技術者4人がシステムに計100回のアクセスを行った。(国内にある)投稿内容は読めない措置を講じていた(現在は通信経路を遮断)とのこと。

しかし、2021年4月1日にダウンロードした「LINE プライバシーポリシー」(以下「ポリシー」)では「(同意を得た場合)お客様のお住まいの国や地域と同等のデータ保護法制を持たない第三国にパーソナルデータを移転することがあります」と記されていますから、委託先からプロフィールやトークを閲覧されても「ポリシー」違反ではないことになります。(因みに、この「ポリシー」に同意してから入会しますから「同意済み」は自明です)

「中華人民共和国国家情報法」(第11条)では、「中華人民共和国の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関連する情報」について、中国の会社は政府に情報提供の義務があるとされています(Wikipedia)。と言うことは、トークが委託先に覗かれ中国政府に渡された懸念が拭い去れません。トークをまとめてダウンロード(ftp使用などで)できなくても、画面表示された内容を次々にRPA(Robotic Process Automation)ツールでPCに取り込むことは可能です。

なお、「ガバナンス」には「CBPR 認証」(APEC 越境プライバシールールシステム)の取得申請を進める旨が謳われていますが、中国には我が国の「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」)に類した規範が未だありませんから、GDPR 認証は受けられず委託先として不安です。

(3) 利用者の知る権利

「保護法」では本人が自身の個人データに関して有する権利を強く打ち出しています。とは言え、「JIS Q 15001」(以下 JIS) や「保護法」では外国企業への委託に関し、国名を含み本人にどんな事項を明示し同意を得るべきかが記述されていません。(2022年4月から施行される改正「保護法」の本文にもなく、ガイドラインが待たれます)

翻って、「ポリシー」には「お客様のパーソナルデータを主に以下のようなケースで第三国に移転することがあります」として、システムの開発や運用の業務で韓国、ベトナムだけが挙げられ(「主要な移転先」の注釈があるものの)、中国はありません。

GDPR(EU 一般データ保護規則)の「Guidelines on transparency」(「透明性に関するガイドライン」個人情報保護委員会)に「データ主体に提供されなければならない情報」があり、「第三国の国名」が盛り込まれています。「ポリシー」は、外国にある第三者への提供を認める旨を求めている「保護法」には違反していないものの GDPR には沿っていないと言えます。

グローバル企業の同社が GDPR を認識していなかったのでしょうか？

そもそも、「ポリシー」は「利用目的」「第三者提供」に関する事項が数カ所に書かれており、一言で言って「分かり難い」のが問題です。

(4) 他山の石として

同社はプライバシーマーク事業者ではないため、主に「保護法」や GDPR を参照しつつ稿を進めてみましたが、利用者に知って欲しいことを分かりやすく説明しなければならない原則は JIS と共通しています。

「JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン—第2版—」に、次のどれかに当てはまる場合は同意事項を明示しているとは言え

ない、と注意文があります。

- ・長文の会員規約・利用約款の中で見つけにくい

※注 GDPRの「透明性に関するガイドライン」では、同意事項と契約条項や一般的な利用規約などとは明確に区別すべき、としています。

- ・小さなウィンドウでスクロールしてみないと分からない

個人情報保護委員会は、同社に対して「利用者への説明不十分」と併せて「委託先の監査不備」を指摘していますが、現実的に委託先の実務実態をチェックするのは難しいのではないのでしょうか。委託元として、委託先担当者のモラル維持と管理の仕組みにどこまで立ち入れるかの問題と思います。

(5) 終わりに

今次の事案は、

- ・「ポリシー」で重要事項(利用目的と第三者提供)を利用者に正確に伝えていない
- ・「ポリシー」が長文で重要事項が浮き彫りになるような構成になっていない
- ・中国の委託先(ひいては政府)への個人情報の移転が懸念される

となると思います。

法律違反ではないため、同社は個人情報委員会の立入検査と指摘事項に対する報告書の提出で済みましたが、会社の信頼(安心感)は大きく毀損されてしまいました。「保護法」やガイドライン、「JIS」などをなぞるだけではなく、各社におかれては公表事項・周知事項、開示・問い合わせ手続きなどを、本人にとって分かりやすくなるよう見直されてはいかがでしょうか。

加えて、給与計算など個人情報の処理そのものが委託内容でない限り、委託先が国内企業であっても生の情報を提供しない(見せないを含む)ようにすることが肝要と考えます。匿名加工情報や仮名加工情報です。やむを得ずサーバ上の生情報の閲覧を許可する場合は、委託先の担当者氏名を提示してもらい一人一人別々にIDとPWを与えることが牽制になるでしょう。導入・運用のし易いツールもありますので、アクセスログの点検も最低週に一回はしたいものです。

3. 注目される「個人情報保護委員会」について

昨今、「デジタル改革関連法案」、「LINE 問題」等、個人情報に絡む事案が、話題となり新聞の紙面を賑わしていますが、こうした個人情報関連のニュースに屢々登場しているのが「個人情報保護委員会」です。

デジタル庁の創設もあり個人情報については、その利活用を巡って今後、活発な議論が展開されることが予想され、その成り行きが注目されます。

斯かる状況下、個人情報政策の元締めである「個人情報保護委員会」の活躍に対する期待は大ですが、大変重要な役割を担っている割には、まだ認知度の低いこの行政機関の、概要をご紹介します。



(1) 発足の背景

個人情報保護委員会は、言うまでもなく我が国における個人情報に関する統括管理を行う行政機関です。創設は2016年1月1日、その前身はマイナンバー法に基づき2014年に設置された、「特定個人情報保護委員会」で、2016年に改組されて現在の形になっています。

また、個人情報保護委員会誕生の背景には、EUをはじめとする諸外国においては、プライバシーや個人情報の保護を一元的に担当する独立の監督機関が設置されており、EUでは個人情報保護措置が十分な水準に達していると認定しない限り、第三国への個人情報の移転を禁止しています。この十分性の認定を受けるためには独立した第三者機関である「個人情報保護委員会」の設置が不可欠であったとの事情もありました。

(2) 組織と人員構成

個人情報保護委員会は、「委員会」と「事務局」から構成されています。

「委員会」には、委員長と8名の委員（うち4名は非常勤）に5名の専門委員（非常勤）がおります。なお、委員長と委員については両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命します。

「事務局」は、事務局長、審議官、事務局次長、事務局総務課長、参事官（4名）+政策立案参事官から成り、その定員は、現在は139名と法律で定められています。

(3) 個人情報保護委員会の役割

①個人情報保護委員会の任務は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることです。

②上記を達成するための主要な所掌事務として以下の6項目が定められています。

- ・基本方針の策定および推進

（個人情報保護法に関する改定やガイドラインの公表等が該当します）

- ・個人情報・匿名加工情報・特定個人情報の取扱いに関する監督

- ・苦情の申出についての必要な斡旋およびその処理を行う事業者への協力

- ・認定個人情報保護団体の監督

- ・マイナンバーの取扱いに関する監視監督や苦情処理等、特定個人情報保護評価に関する事務

- ・その他広報・啓発や調査研究、国際協力

(4) 個人情報保護委員会の位置づけと権限

①位置づけ

個人情報保護委員会は、「公正取引委員会」や「国家公安委員会」などと同様に内閣設置法に

基づき内閣府の外局として位置づけられており、主務大臣は内閣総理大臣です。

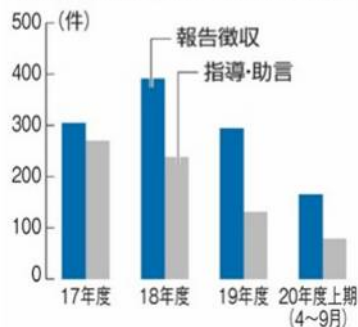
組織的な性格は、独立性の高い「3条委員会」に該当し、府省の大臣などから指揮監督を受けず、独自に権限を行使できます。

②権限

個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対して、「報告徴収・立入検査」「指導・助言」「勧告・命令」を行う権限を有しています。これらの権限の行使に関する実績は以下の通りです。

【1. 報告徴収および指導助言の状況】

個人情報保護法に基づく主な措置



(2021年4月15日朝日新聞より)

上記のほか、命令や勧告を数件出した年もある

【2. 勧告・・・リクナビ問題／2019年8月26日】

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリア（東京・千代田）が就活生の同意を得ずに「内定辞退率」の予測を顧客企業に販売していた問題で、政府の個人情報保護委員会は26日、リクルートキャリアに是正を求める勧告を出したと発表した。情報の管理がずさんで、修正する体制がなかったと判断。個人情報を扱う企業に適切な体制整備を求めた。

勧告は26日付で、個人情報保護委が勧告を出すのは初めて。個人情報の取り扱い方法の改善に向け組織の見直しと再発防止策について9月30日までの報告を求めた。

【3. 立入検査・指導・・・LINE問題／2021年3月31日&4月23日】

個人情報保護委員会は31日、無料通信アプリ「LINE」の利用者情報が中国の関連企業で閲覧可能となっていた問題を受け、個人情報保護法に基づき、LINEと親会社のZホールディングスの2社に立ち入り検査を行った。

行政指導においては、委託先にアクセス権を付与する場合には技術的な安全管理措置を実施することや、アクセスのログ管理等を行うよう求めている。

(5) 個人情報保護委員会の今後の課題

「デジタル改革関連法案」の国会通過(2021.05.12)に伴い「個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が一本化され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する」ことになりました。

上記による委員会の所掌事務や権限の大幅な拡大・強化に伴い、現在の約150名の体制は、今後人員や組織の見直し等により拡充が図られる見通しです。個人情報保護委員会が「高い独立性と政治的中立性」を確保しながら、巷の個人情報・匿名加工情報・特定個人情報の取扱いに関する監督を適切に行い、国民の期待に応え、EU並みの個人情報保護体制を築いて行くことは容易ではありませんが、そこには個人情報保護政策に関する国家レベルの継続的な強い取り組みが求められています。

4. お知らせ（トピックス）

- (1) JIPDEC の公表資料によれば 2020 年度（2021 年 3 月末）の P マーク取得事業者数は **16,677 社** になっています。

最近 5 年間の P マーク取得事業者数の推移は下表の通りです。

年度	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
事業者数	15,297 社	15,788 社	16,275 社	16,477 社	16,677 社
前年増加社数	542 社	491 社	487 社	202 社	200 社

- (2) 2021 年 4 月 1 日現在、マイナンバーカードの交付率が、総務省発表によれば**全国ベースで 28.3%**に達しました。

今年に入ってマイナポイント効果も手伝って漸増傾向が続いており、30%到達もあと一息です。なお、4/1 時点では 8 都県が交付率 3 割を超え、ベスト 5 は下表の通りです。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
都県	宮崎県	奈良県	兵庫県	東京都	滋賀県
交付率	38.1%	32.8%	32.3%	32.2%	31.7%

以上

P マークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<https://www.tmsn.net/>)
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 13 階
電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)
本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)